

成田市若年がん患者在宅療養費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、在宅療養サービスを利用した若年がん患者に対し、その費用の一部を助成することにより、若年がん患者及びその介護者の身体的及び経済的負担を軽減し、もって若年がん患者の在宅における療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 在宅療養サービス 若年がん患者の居宅において当該若年がん患者が利用するサービスであって、次に掲げるものをいう。

ア 訪問介護 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

イ 訪問入浴介護 指定居宅サービス事業者等が若年がん患者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

ウ 福祉用具貸与 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）に定める福祉用具の貸与をいう。

エ 福祉用具購入 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）に定める福祉用具の購入をいう。

(2) 若年がん患者 在宅の40歳未満の者であって、がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）に罹患しているものをいう。

(3) 介護者 次のいずれかに該当する者であって、若年がん患者を常時介護するものをいう。

ア 若年がん患者と同居する親族

イ 若年がん患者の2親等内の親族

ウ 市長が特に必要と認めた者

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する若年がん患者とする。

- (1) 在宅療養サービスを利用することが必要であると認められること。
- (2) 第5条第1項本文の規定により申請する日において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。
- (3) 第4条第1項に規定する費用について、他の法令等に基づく類似の助成（その助成が第2条第1号アからエまでに掲げるサービスのいずれかに係るものであるときは、当該サービスに係る助成に限る。）を受けていないこと。

(助成額)

第4条 助成する額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 在宅療養サービスの利用に要する費用 在宅療養サービスの利用に要した費用の月額合計額に10分の9を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、54,000円を限度とする。）。ただし、若年がん患者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）である場合は、当該費用の月額合計額に10分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、60,000円を限度とする。）
 - (2) 若年がん患者在宅療養費助成に係る主治医意見書（別記第1号様式。以下「主治医意見書」という。）の作成に要する費用 主治医意見書の作成に要する費用として負担した額（その額が5,000円を超えるときは、5,000円）
- 2 前項第1号に掲げる費用は、主治医意見書を作成した日以降に係るものとする。

(受給資格の認定等)

第5条 助成を受けようとする若年がん患者は、若年がん患者在宅療養費助成受給資格認定申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第2号及び第3号に掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 主治医意見書
- (2) 住民票の写し

(3) 被保護者である場合にあつては、福祉事務所長の発行する証明書又は確認書

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、若年がん患者在宅療養費助成受給資格認定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（助成の申請）

第6条 前条第2項の規定による認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）

は、在宅療養サービスの利用に要する費用に係る助成を受けようとするときは、若年がん患者在宅療養費助成申請書（別記第4号様式。以下「助成申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 在宅療養サービスの利用に係る領収書及び明細書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、在宅療養サービスを利用した日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

3 受給資格者は、主治医意見書の作成に要する費用に係る助成を受けようとするときは、助成申請書に主治医意見書の作成に係る領収書を添えて、市長に申請しなければならない。

4 前項の規定による申請は、主治医意見書を作成した日の翌日から起算して2年以内にしなければならない。

（助成の決定）

第7条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、若年がん患者在宅療養費助成決定・却下通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（受給資格の喪失）

第8条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その受給資格を喪失する。この場合において、当該受給資格者は、若年がん患者在宅療養費助成受給資格喪失届（別記第6号様式）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 若年がん患者が死亡したとき。

(2) 若年がん患者が在宅療養サービスを利用する必要がなくなったとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（若年がん患者が死亡した場合の特例）

第9条 第3条の規定にかかわらず、第6条第1項又は第3項の規定による申請を行う前に若年がん患者が死亡した場合であつて、死亡した際に当該若年がん患者が受給資格者に該当するときは、市長は、当該若年がん患者の介

護者に対し、助成することができる。

2 前3条の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(助成の取消し及び返還)

第10条 市長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成対象者でなくなったとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別記様式 略]